

「令和5年度省エネ適合性判定に関する講習」 開催のご案内

一般財団法人住宅・建築SDGs推進センターでは、建築物省エネ法に基づく適合性判定員の要件付与を目的とした「登録講習※」を開催いたします。

当該講習の修了者に発行する修了証明書は、令和7年度に予定されている住宅及び小規模非住宅建築物の省エネ基準への適合義務化後も有効となります。

特に、令和7年度からの住宅の省エネ基準適合義務化に伴い、適合性判定の実施件数が大幅に増加することが見込まれるため、是非この機会にご参加ください。

※建築物省エネ法施行規則第40条第1号の規定に基づく、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習
(登録番号：国土交通大臣1)

講習対象者 適合性判定員を目指す者。

受講・受験資格 以下の①～③のいずれかに該当する者。

- ① 建築基準法第5条第1項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士
- ③ 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

講習方式 講義 / オンライン方式（動画視聴）

修了考査 / オンライン方式（会社や自宅においてパソコン画面より受験）

講義期間 2023年9月29日(金)～2023年10月8日(日)※1

修了考査日時 2023年10月13日(金)～2023年10月15日(日)※2

※1 期間内の任意の日時に受講 ※2 何れか1日の指定時間に受験

定員 3,000名

受講料 49,500円（消費税込）

申込期間 2023年8月28日(月) 14:00～2023年9月8日(金) 14:00

申込方法等 当財団ホームページで公開している講習案内書をご確認ください。
<https://www.ibec.or.jp/tekihan/result.html>



問合せ先

一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター 建築省エネルギー部 適合性判定員講習係
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-8-9 HB平河町ビル
電話：03-3222-6681 電子メール：hantei-koshu@ibecs.or.jp